

にいがた交通戦略推進会議 開催要綱

(名 称)

第1条 本会は、「にいがた交通戦略推進会議」（以下「会議」という）と称する。

(目 的)

第2条 本市では、本州日本海側初の政令市にふさわしい活力と魅力あふれるまちづくりに向けて、第3回新潟都市圏パーソントリップ調査で提言された将来都市像・交通計画の目標実現を図るため、ハード・ソフトの両面からなる本市の都市交通戦略「にいがた交通戦略プラン」（以下「交通戦略」という）を平成20年3月に策定した。

会議では、交通戦略の着実な進行と効果発現に向けて、推進組織を立ち上げ、施策の進行管理や必要に応じた新たな施策の検討・提案を行うことを目的とするとともに、今後の本市をとりまく交通環境が引き続き変化していくことを踏まえ、平成31年からの概ね10年間を見通し、交通戦略を見直すことに関し、必要な協議を行うこととする。

これとあわせ、見直された交通戦略の一部について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく、本市域を対象とした地域公共交通網形成計画とすることに関し、必要な協議を行うこととする。

(組 織)

第3条 会議は、座長及び構成員、事務局で組織する。

2 座長は、新潟市都市政策部長を充てるものとする。

3 構成員は、交通事業者・関係行政機関の職員等をもって組織し、その構成は別表のとおりとする。

4 座長は、会議を代表し、会務を総括する。

5 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(運 営)

第4条 座長は、構成員を招集し、会議の議長を務める。

2 会議は、必要があると認めるときは、関係者及びオブザーバーの出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、新潟市都市政策部都市交通政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項が生じた場合は、別途協議するものとする。

附 則

〔施行期日〕

この要綱は、平成22年3月26日から施行する。

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

【構成員】

所 属	役 職
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 総務部 新潟駅周辺整備計画室	室 長
公益社団法人 新潟県バス協会	専務理事
新潟交通株式会社 乗合バス部	部 長
新潟交通観光バス株式会社	常務取締役
一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会	専務理事
新潟市ハイヤータクシー協会	専務理事
国土交通省北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	課 長
国土交通省北陸地方整備局 道路部 道路計画課	課 長
国土交通省北陸地方整備局 道路部 地域道路課	課 長
国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 計画課	課 長
国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課	課 長
国土交通省北陸信越運輸局 鉄道部 計画課	課 長
国土交通省北陸信越運輸局 自動車交通部 旅客課	課 長
国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官
新潟県土木部都市局 都市政策課	課 長
新潟県交通政策局 交通政策課	課 長
新潟県警察本部 交通部 交通規制課	課 長
新潟市土木部	部 長
新潟市都市政策部	部 長

【事務局】

新潟市都市政策部 都市交通政策課	
------------------	--